



- (5) 選定委員会は非公開で行い、提出された提案書、審査内容、審査経過に関する問い合わせには応じられない。
- (6) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (7) 1 事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は 1 企業共同体）あたり、提案は 1 件とする。
- (8) その他詳細は、「応募要領」及び「仕様書」による。